

第 4 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和6年4月17日(水)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏
15 宮本 政春・16 中谷 秀也・17 西森 偉統
18 結城 晋三・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子
24 岡田 勇樹

以上10名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：東山担当主幹 美杉：谷担当主幹

議事録署名者 6 田口 慶則・7 野田 清太

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
議案第9号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第4回第2農地部会を開会いたします。
 本日の出席委員数は10名でございます。
 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 6番 田口 慶則委員・7番 野田 清太委員の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。
- 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いたします。
 それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。
 令和6年4月分津市農用地利用集積計画の6ページから18ページの差し替えをお願いします。75ページから76ページの差し替えをお願いします。
- それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
- 番号1から7で、件数は7件、合計面積は10,200㎡で、その内訳は田が5,704㎡、畑が4,496㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 2ページから9ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
- 番号1から8で、件数は8件、合計面積は40,531.93㎡で、その内訳は田が26,786.93㎡、畑が13,745㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
- なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 10ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
- 番号1 一般個人住宅用地
 番号2 駐車場用地
 以上、件数は2件、合計面積は553㎡で、その内訳は田が253㎡、畑が300㎡でございます。
- 11ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)でございます。
- 番号1 宅地分譲用地
 以上、件数は1件、合計面積は1,024㎡で、すべて田でございます。

報告案件は以上です。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居井戸山町行成_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 561㎡、受人 _____、面積 27,307㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 久居、申請地 木造町平戸_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 738.73㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号3、地区 栗葉、申請地 稲葉町野田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 492㎡ 外2筆、合計面積 5,399㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、相続財産管理のためです。

番号4、地区 榊原、申請地 榊原町足倉_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 115㎡、受人 _____、面積 2,904㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 八ツ山、申請地 白山町八対野中北_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 49㎡ 外2筆、合計面積 920㎡の内831.2㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

以上、件数は5件、合計面積は7,644.93㎡で、その内訳は田が5,537.20㎡、畑が2,107.73㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。

1番から2番、地区久居、お願いします。

田口委員	<p>6番田口です。現地を見てまいりました。推進委員が1名、農業委員が諸戸部会長、中野さん。事務局の説明通りでございます。よろしく申し上げます。</p> <p>2番についても同じです。何ら問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
議長	3番、4番、お願いします。
野田委員	<p>7番野田です。3番、4番について説明させていただきます。</p> <p>3番ですけどこの物件は入札をした案件です。法律に則って問題ないと思います。</p> <p>4番ですが高齢化による譲渡で問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。</p>
議長	5番、お願いします。
岡田委員	<p>24番岡田です。4月8日に中谷委員、地元推進委員、事務局と見て参りました。</p> <p>165号の_____の信号から1キロメートルぐらい南に下がったところにあるのですが、_____さんは屋敷ごと_____さんに売られました。畑も含めて買われたということです。</p>
議長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。</p> <p>番号1、地区 栗葉、申請地 庄田町水尾_____、登記地目・現況地目とも田、面積 702㎡の内701.78㎡、借人 _____、面積 507.522.99㎡、貸人 _____。</p> <p>借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、労力不足のためです。</p> <p>番号2 地区 栗葉、申請地 稲葉町南山_____、登記地目・現況地目と</p>

も畑、面積 748㎡の内747.77㎡、借人 _____、面積 507, 522.99㎡、貸人 _____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、労力不足のためです。

以上、件数は2件で、合計面積は1,449.55㎡で、その内訳は田が701.78㎡、畑が747.77㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。1番、2番、お願いします。

野田委員 7番野田です。4月8日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名、久居事務局と見て参りました。

1番ですが _____ の西500メートルぐらいに位置します耕作放棄地です。今回は営農型太陽光発電ということでございます。受人の _____ は県内で耕作放棄地の解消に実績があるという事で、やむを得ないものと思われま

す。
2番ですが、 _____ の交差点から _____ の方面に300メートルぐらいの耕作放棄地です。これも問題ないと思えます。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 14ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、でございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 庄田町水尾 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 702㎡、区分地上権者 _____、設定者 _____。

番号2、地区 栗葉、申請地 稲葉町南山_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 748㎡、区分地上権者 _____、設定者 _____。

これら2件の設定理由は、区分地上権者及び区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。

以上、件数は2件で、合計面積は1,450㎡で、その内訳は田が702㎡、畑が748㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項ただし書きには該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、お願いします。

野田委員 7番野田です。4月8日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名、久居事務局と見て参りました。
議案第2号で説明しました営農型太陽光発電で、区分地上権設定の関係でございます。よろしくお願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 下之川、申請地 美杉町下之川岩ヶ野_____、登記地目 田、現況地目 山林、面積 568㎡ 外3筆、合計面積 2,869㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

平成元年頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は2,869㎡で、すべて田でございます。
これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

結城委員 18番結城です。下之川1番について説明します。4月8日に地元推進委員さん、事務局と確認を致しました。周囲全体が山林のため隣地同様に植林をした。平成元年の頃に山奥で耕作が困難になり植林した。現地の写真、始末書が添付されております。現地は_____のところに_____があって、そのあたりは全部山です。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 下之川、申請地 美杉町下之川中村_____、登記地目・現況地目とも田、面積 416㎡ 外1筆、合計面積 1,082㎡ 受人 _____、渡人 _____。
この案件につきましては、令和6年2月16日付けにて許可を受けましたが、申請地番が間違っていたため、許可の取消願いが提出されております。

以上、件数は1件、合計面積は1,082㎡で、すべて田でございます。
以上で説明終わります。
ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思
います。

結城委員 18番結城です。事務局の説明通りで問題ありません。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思
います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号につい
て、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については承認することに決定し
たいと思います。

続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
て（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 17ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移
転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町風早_____、登記地目 田、現
況地目 畑、面積 358㎡ 外4筆、合計面積 1,492㎡、受人 _____
、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を診療所用地とするものです。

許可証の交付につきましては、都市計画法29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居明神町風早_____、登記地目 田、現
況地目 雑種地 面積 508㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

平成16年頃に駐車場にした旨の始末書の提出がありますことから、これを
追認しようとするものです。

許可証の交付につきましては、都市計画法43条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 久居野村町北小膳田_____、登記地目 畑、
現況地目 雑種地、面積 251㎡ 外4筆、合計面積 1,364㎡、受人 _____、
渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を社会福祉施設とするものです。

令和元年頃に駐車場にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追
認しようとするものです。

許可証の交付につきましては、都市計画法29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

18ページをお願いいたします。

番号4、地区 久居、申請地 久居小野辺町小池谷_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 870㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.9㎡、パネル設置率は、32%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、申請地 久居小野辺町小池谷_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 558㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.9㎡、パネル設置率は、49.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 久居、申請地 戸木町三丁山_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,000㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、449.2㎡、パネル設置率は、44.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 久居、申請地 戸木町宝録_____、登記地目・現況地目とも田、面積 383㎡ 外1筆、合計面積 845㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、45.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 久居、申請地 新家町己改_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 479㎡ 外1筆、合計面積 1,556㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含めた総面積2,174㎡の内、パネル設置面積は、495.9㎡、パネル設置率は、22.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 久居、申請地 木造町天王堀_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 539㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

農地区分は、第1種農地であり、原則転用を許可しない農地と位置付けられますが、農業用施設に供するものであるため、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号10、地区 榊原、申請地 榊原町足倉_____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 37㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。

昭和62年頃に進入路にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬若柚_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,216㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、478.5㎡、パネル設置率は、39.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

19ページをお願いいたします。

番号12、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬小路垣内_____、登記地目・現況地目とも田、面積 999㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、801㎡、パネル設置率は、80.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬小路垣内_____、登記地目・現況地目とも田、面積 999㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、480㎡、パネル設置率は、48%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 高岡、申請地 一志町高野下川原_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 485㎡ 外1筆、合計面積 961㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、340.9㎡、パネル設置率は、35.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 高岡、申請地 一志町高野柑子垣内_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 932㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、345㎡、パネル設置率は、37%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 川口、申請地 白山町川口大中_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 221㎡ 外2筆、合計面積 960㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、457.5㎡、パネル設置率は、47.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 川口、申請地 白山町川口大中_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 869㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、457.5㎡、パネル設置率は、52.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

20ページをお願いいたします。

番号18、地区 八ツ山、申請地 白山町八対野中北____、登記地目
田、現況地目 宅地、面積 604㎡の内88.8㎡、受人 _____、渡人
_____。

これにつきましては、申請地を車庫兼農業用倉庫とするものです。

昭和60年頃に車庫兼農業用倉庫にした旨の始末書の提出がありますこと
から、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 下之川、申請地 美杉町下之川中村____、登記地目・
現況地目とも田、面積 209㎡ 外3筆、合計面積 2,471㎡、受人
____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、510.4㎡、パネル設置率は、20.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 下之川、申請地 美杉町下之川中村____、登記地目・
現況地目とも田、面積 416㎡ 外1筆、合計面積 769㎡、受人 ____
____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、392.7㎡、パネル設置率は、51%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は20件、合計面積は19,031.80㎡、その内訳は田が9,
901.80㎡、畑が9,130㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないた
め、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いま
す。

1番から9番、地区久居、お願いします。

田口委員 6番田口です。4月8日に見て参りました。

1番は____の直ぐ西側です。諸戸部会長、野田委員、中野委員、私、事
務局、推進委員が4名で行って参りました。

2番は____の直ぐ南側です。これも推進委員と見て参りましたが、事務
局の説明通りでございます。問題ないと思います。

3番は____の____の交差点の辺りです。これは老人ホームです。

4番は農業委員の諸戸部会長、野田委員、中野委員、地元推進委員4名、事
務局と見て参りました。5番も同じ太陽光です。

6番は太陽光ですが、問題ないと思います。

7番は委員も推進委員も同じでございます。

8番について、これは諸戸部会長、野田委員、中野委員、推進委員3名と事務局で見て参りました。これも問題ないと思います。

9番について、この人はちょうど3年ぐらい前からやっております。推進委員が3名と農業委員は4名で見て参りました。問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 10番、榊原、申し上げます。

野田委員 7番野田です。4月8日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員4名と久居事務局で見て参りました。議案第1号番号4で所有権移転がございました農地に進入用道路ということです。すでに施工もして進入路として使用しております。始末書も提出されております。やむを得ないものと思われま

議長 11番から13番、地区波瀬、申し上げます。

宮本委員 15番宮本です。4月8日に事務局と池山委員、地元推進委員と現地確認しました。事務局の説明通りで問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 14番、15番、地区高岡、申し上げます。

池山委員 14番池山です。4月8日に宮本委員と地元推進委員と事務局で確認してきました。これは太陽光でございますが、_____の直ぐ東側の、_____の堤防の南側の田圃です。周辺が太陽光に変わってきておるので問題なかろうと思

います。
15番ですが、問題なかろうと思

議長 16番、17番、地区川口、申し上げます。

中谷委員 16番中谷です。16番、17番隣接しておりますので説明させていただきます。4月8日に岡田、中谷両委員と地元推進委員と白山の事務局で見て参りました。場所は_____の東150メートルぐらい、_____を降りてきて県道にぶつかったところ、正面の右手の北側になります。ハウスを建てていたのが30年ぐらい前で、荒れていたところを太陽光発電にということで問題ないかと思

議長 18番、地区八ツ山、申し上げます。

岡田委員 24番岡田です。車庫兼農業用倉庫ということです。

議長 19番、20番、地区下之川申し上げます。

結城委員 18番結城です。4月8日に地元推進委員と事務局で現地確認してきました。土地の有効活用ということで太陽光発電システムを設置したいということで、地球温暖化防止に貢献したいということです。

20番はこれも4月8日に現地を確認しました。土地に太陽光発電システム

を設置し有効活用したいということです。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページをお願いいたします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 高岡、申請地 一志町高野池辺_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 946㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を店舗兼事務所用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は946㎡で、すべて田でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

池山委員 14番池山です。4月8日に、地元推進委員2名と事務局で現地確認しました。_____沿いで、_____の北側に店舗があったのを取り壊して荒地になっていまして、ここを活用したいということです。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 22ページをお願いいたします。

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 庄田町水尾_____、登記地目・現況地目とも田、面積 702㎡の内0.22㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。

番号2、地区 栗葉、申請地 稲葉町南山_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 748㎡の内0.23㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。

これら2件につきましては申請地を10年間、営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

農地区分は、いずれも農用地区域内農地と判断されます。

番号3、地区 川口、申請地 白山町川口神田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,554㎡の内0.55㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。

これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地（一時転用）とするものです。

この件につきましては申請地を3年間、営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は1㎡で、その内訳は田が0.77㎡、畑が0.23㎡でございます。

いずれの案件につきましても、許可要件である、転用の確実性・周辺農地への被害防除措置・下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか・農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか・支柱の高さが2m以上を確保し、農業機械等の利用が可能であることを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番、2番、地区栗葉、お願いします。

野田委員	7番野田です。4月8日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名、事務局と確認して参りました。太陽光の支柱部分だけ地上権を設定するもので問題ないと思います。よろしくお願ひします。
議 長	3番、地区川口、お願ひします。
中谷委員	16番中谷です。4月8日に岡田委員、中谷委員、地元推進委員と白山事務局で見て参りました。場所は_____の直ぐ奥です。父親が地上権者で、息子さんが設定者です。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第8号については許可することに決定したいと思います。 次に別冊でお配りしました議案第9号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第9号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で79,273㎡、畑の賃貸借、使用貸借で18,361㎡、契約件数は46件でございます。 一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で125,779㎡、畑の使用貸借で3,538㎡、契約件数は50件でございます。 白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で127,174㎡、契約件数は47件でございます。 美杉地区につきましては、該当がありませんでした。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて332,226㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて21,899㎡、合計契約件数は143件、合計面積は354,125㎡となっております。 次に認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は久居地区26件、一志地区43件、白山地区

45件、美杉地区0件で、合計114件、合計面積は300,437㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で79.7%、面積で84.8%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業が25件あります。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますのでご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号7-39-2 についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

この件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

入室してください。

< 入 室 >

議 長

つづいて、整理番号8-7 についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
_____委員入室してください。

< 入 室 >

議 長 つづいて、整理番号9-6 ほか5件 についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この6件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なしの声>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました6件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
_____委員入室してください。

< 入 室 >

議 長 つづいて、整理番号9-42-2 ほか3件 についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この4件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました4件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
_____委員入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

田口委員 7-18と、7-19、7-28、7-29、7-40と、これ、この間現地確認した時に、推進委員から、荒れとって草ぼうぼうと言うとる。

事務局 2月には呼び出しさせてもらって、草刈っておくようにといたしました。田口さんが今おっしゃってみえるのは、7-18、7-19、7-28、7-29、7-40の5件で、全部効率利用要件を欠くということですね。

議長 ありがとうございます。ここの5件以外は適正であると認め、市長に進達することにいたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第4回第2農地部会を閉会します。

午後2時57分

上記は、第4回第2農地部会の議事を録したものである。

令和6年4月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____